

(日本産業規格A4)

年 月 日

(第1面)

財務(支)局長 殿

(郵便番号 ー)

届出者 住 所

電話番号() ー

商 号

代表者の

氏 名

一括供託の特例の適用終了に係る届出書

資金移動業者に関する内閣府令第36条の2第3項の規定により、資金決済に関する法律第58条の2第1項の規定による一括供託の特例の適用を受けることをやめたいので、下記のとおり届け出ます。

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

記

1. 商号	
2. 登録年月日	
3. 登録番号	財務(支)局長 第 号
4. 特例適用終了日	
5. 特例適用終了資金移動業	
6. 特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額の合計額	円

(記載上の注意)

「特例適用終了日」又は「特例適用終了資金移動業」とは、それぞれ法第58条の2第3項に規定する特例適用終了日又は特例適用終了資金移動業をいう(以下この様式において同じ。)

(第2面)

7. 特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額

(1) 供託に係る履行保証金の内容(供託所名)

イ. 金銭の場合

供託番号	供託者名	供託金	種別	当該種別に係る 供託金の額
				円
		円	第 種	円

(記載上の注意)

1. 「種別」とは、資金移動業の種別をいい(以下この様式において同じ。)、 「第種」には、資金移動業の種別の番号を記載すること。
2. 「当該種別に係る供託金の額」は、「種別」において記載した資金移動業の種別ごとの供託金の額を記載すること。

ロ. 振替国債以外の債券の場合

	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率
①						円	円	%
②								

	評価額	種別	当該種別に係る 評価額
①	円	第 種	円
②			

(記載上の注意)

イ. の記載上の注意に準じて記載すること。

ハ. 振替国債の場合

	供託番号	銘 柄	金 額	評 価 率
①			円	%
②				
③				

	評価額	種別	当該種別に係る 評価額
①	円	第 種	円
②			

③			
---	--	--	--

(記載上の注意)

1. 「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。
2. イ. の記載上の注意に準じて記載すること。

(2) 履行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額	種別
			円	

(3) 履行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額	種別
			円 (年 月 日現在)	

(4) 現に締結している履行保証人債務引受契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
			円

(記載上の注意)

「契約金額」は、履行保証人債務引受契約において、履行保証人適格者が引き受ける為替取引に関する債務の上限額を記載すること。

(5) 現に締結されている履行保証人保証契約の内容

履行保証人適格者	委託年月日	契約対象期間	契約金額
			円

(記載上の注意)

「契約金額」は、履行保証人保証契約の締結の委託に係る契約において、履行保証人適格者が保証する為替取引に関する債務の上限額を記載すること。

(6) 現に締結している履行保証金弁済信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額	種別
			円 (年 月 日現在)	

(記載上の注意)

「特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額」は、特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る資産保全の状況について記載すること。また、法第53条第2項に基づく未達債務の額等に関する報告書その他の財務(支)局長に提出した書類における特例適用終了資金移動業に係る直近の供託している履行保証金、締結している履行保証金保全契約、履行保証金信託契約、履行保証人債務引受契約若しくは履行保証金弁済信託契約又は委託に基づき締結している履行保証人保証契約に係る記載と「特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額」の記載(種別の記載を除く。)が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第2面の次に添付すること。